平成２４年（フ）第６０号
島根県出雲市今市町北本町２丁目２―10　コーポたつみや201号室、住民票上の住所鳥取県米子市道笑町４丁目97番地１
債務者　高野　眞澄
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１３６０号
愛知県小牧市小牧原２―221　レオパレスクローバー103号、住民票上の住所名古屋市中区丸の内３丁目５番４号　日商岩井丸の内ハイツ402号
債務者　矢野　庄一
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７１号
名古屋市南区豊田３丁目１番20号　コーポ美芳106号
債務者　松崎ロベルトこと　ＭＡＴＵＳＡＫＩ　ＭＯＲＡ　ＲＯＢＥＲＴＯ　ＥＵＧＥＮＩＯ
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７３号
高知市西秦泉寺78番地
債務者　古味　数彦
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７４号
高知市西秦泉寺78番地
債務者　古味　志信
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８１号
高知市六泉寺町22番地　市住14号
債務者　弘瀬　　隆
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８８号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番13―714号
債務者　神谷　麻紀
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４０８号
埼玉県草加市金明町501番地　フラット片井203号
債務者　佐々木　翼
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
埼玉県秩父市上宮地町23番５号　コーポすずらん１号室
債務者　石川　香純
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
北海道雨竜郡秩父別町1525番地の２
債務者　植田　陽子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６８号
北海道旭川市東光17条７丁目３番１号　セラミックハイツ１Ｆ右
債務者　土門　　誠
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６９号
北海道旭川市豊岡８条１丁目１番８号　左
債務者　沼田可奈子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７４号
北海道旭川市永山１条14丁目２番６号　サンセットＮ１．14Ｂ　205
債務者　南條　雪江
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７８号
北海道旭川市神楽２条11丁目２番18号　ロンシャン神楽205
債務者　大黒富茂美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８１号
北海道旭川市豊岡３条８丁目２番16号
債務者　戸丸　和子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８２号
北海道旭川市永山３条20丁目４番５号　さくらハウス405
債務者　長藤　俊明
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部